

第40回 北薬会定期総会

北薬会会則の改定案について

改定のポイント①

- ・ 平成30年4月1日から大学が北海道科学大学に統合されるため、それに伴って同窓会組織も統合後に自動的に新しい組織へ
- ・ 名称は「北海道薬科大学同窓会（略称：北薬会）」から、「北薬会」を正式名称へ変更
- ・ 本会の会員の対象となる同窓生は、既存の同窓生に加えて、統合後の北海道科学大学薬学部同窓生へスイッチ（※北海道科学大学同窓会「雪嶺会」の会則も同時に「薬学部以外」を対象とした組織へ）
- ・ その他、現状の同窓会の運営に沿った形に細部の変更を行う

北薬会会則の改正案（第 40 回北薬会定期総会）

現行会則	改正案
北海道薬科大学同窓会会則	北薬会会則
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
（名称および所在地）	（名称及び所在地）
第 1 条	第 1 条
（1）本会は北海道薬科大学同窓会と称し、北薬会と通称する。	本会は <u>北薬会</u> と称し、 <u>北海道科学大学薬学部及び北海道薬科大学の学部ならびに大学院の卒業生（以下、「卒業生」という）により組織される同窓会である。</u>
（2）本会を北海道札幌市手稲区前田 7 条 15 丁目 4-1 北海道薬科大学内に置く	<u>2 本会を北海道札幌市手稲区前田 7 条 15 丁目 4-1 北海道科学大学内に置く</u>
（目 的）	（目 的）
第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。	第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、 <u>北海道薬科大学の歴史と伝統を尊重し、学校法人北海道科学大学の設置校とその各校同窓会との連携のもと、北海道科学大学薬学部ならびに関係機関の発展に寄与することを目的とする。</u>

会の名称変更にあわ

名称の変更と定義

メインは薬学部だが、母
ならびに、その他系列校

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会報、会員名簿の発行
- (2) 会員の諸活動に対する助成
- (3) 母校の各種行事等に対する協力
- (4) その他本会の目的達成の為に常任幹事会において必要と認めた事項

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の各号の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦に関わる事業
- (2) 北海道科学大学薬学部とその在学生への後援に関わる事業
- (3) 卒業生の生涯学習に関わる事業
- (4) 本会全般に関わる広報活動事業
- (5) 学校法人北海道科学大学の設置校同窓会で組織する校友会への参加と協力
- (6) その他本会の目的達成の為に常任幹事会において必要と認めた事項

現状にあわせ、事業の再定義

(本部および支部)

第4条 本会は本部を北海道薬科大学に置き、必要に応じて支部を設置することができる。

2 支部を設置するにあたっては、本会支部設置規程によるものとする。支部設置規程は別にこれを定める。

3 支部の円滑な運営に関する必要な事項は支部運営規約に定める。支部運営規約は別にこれを定める。

(本部及び支部)

第4条 本会は本部を北海道科学大学に置き、必要に応じて支部を設置することができる。

2 支部を設置するにあたっては、本会支部設置規程によるものとする。支部設置規程は別にこれを定める。

3 支部の円滑な運営に関する必要な事項は支部運営規約に定める。支部運営規約は別にこれを定める。

北海道薬科大学→北海道科学大学

(会 員)

第5条 本会は下記の資格を有する者をもって組織する。

(1) 正会員は本学学部及び大学院を卒業した者とする。

(2) 特別会員は母校職員とする。

(3) 名誉会員は本会に功労のあった者で、常任幹事会で推薦された者とする。

(4) 準会員は母校在学生とする。

(顧 問)

第6条 母校ならびに本会の功労者を顧問とすることができる。顧問は会長これを推す。

(会 員)

第5条 本会は下記の資格を有する者をもって組織する。

(1) 正会員は北海道科学大学薬学部及び北海道薬科大学の学部及び大学院を卒業した者とする。

(2) 特別会員は北海道科学大学薬学部の職員とする。

(3) 名誉会員は本会に功労のあった者で、常任幹事会で推薦された者とする。

(4) 準会員は北海道科学大学薬学部在学生とする。

(顧 問)

第6条 北海道科学大学薬学部及び北海道薬科大学ならびに本会の功労者を顧問とすることができる。顧問は会長これを推す。

会員を北海道薬科大学卒業生と北海道

顧問の定義も将来を見越

(役 員)

第9条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 幹 事 長 1名
- (4) 副幹事長 2名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 会計幹事 2名
- (7) 幹 事 各期2名
- (8) 監 査 役 2名

(選 出)

第10条 役員は正会員の中から次のとおり選出する。

- (1) 会長 総会において選出する。
- (2) 副会長 会長が委嘱する。
- (3) 幹事長 常任幹事会において選出し、会長が委嘱する。
- (4) 副幹事長 幹事長が委嘱する。
- (5) 常任幹事 総会において選出し、会長が委嘱する。
- (6) 会計幹事 会長が委嘱する。
- (7) 幹 事 各期より2名選出する。
- (8) 監 査 役 総会において選出する。

2 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計幹事はその職務を兼任することはできない。

3 監査役は他のいずれの職務とも兼任することはできない。

(役 員)

第9条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 幹 事 長 1名
- ~~(4) 副幹事長 2名~~
- (4) 常任幹事 若干名
- (5) 会計幹事 2名
- ~~(7) 幹 事 各期2名~~
- (6) 監 査 役 2名

(選 出)

第10条 役員は正会員の中から次のとおり選出する。

- (1) 会長 総会において選出する。
- (2) 副会長 会長が委嘱する。
- (3) 幹事長 常任幹事会において選出し、会長が委嘱する。
- ~~(4) 副幹事長 幹事長が委嘱する。~~
- (4) 常任幹事 総会において選出し、会長が委嘱する。
- (5) 会計幹事 会長が委嘱する。
- ~~(7) 幹 事 各期より2名選出する。~~
- (6) 監 査 役 総会において選出する。

2 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計幹事はその職務を兼任することはできない。

3 監査役は他のいずれの職務とも兼任することはできない。

設立当時（昭和54年）に想定した組織役員の中で
現実的に長年機能していない役職を削除し、現在の運営に沿った形に整理

(職 責)

第 11 条 役員の職責を次のとおり定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 幹事長は会務を処理する。
- (4) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長事故あるときはこれを代行する。
- (5) 常任幹事は会務の執行にあたる。
- (6) 会計幹事は本会の経理を掌る。
- (7) 幹事は常任幹事を補佐し、会務の運営にあたる。
- (8) 監査役は本会の会務及び会計を監査する。

(職 責)

第 11 条 役員の職責を次のとおり定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 幹事長は常任幹事会を統括する。
- ~~(4) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長事故あるときはこれを代行する。~~
- (4) 常任幹事は会務の執行にあたる。
- (5) 会計幹事は本会の経理を掌る。
- ~~(7) 幹事は常任幹事を補佐し、会務の運営にあたる。~~
- (6) 監査役は本会の会務及び会計を監査する。

前条と同様に現状の運営にあった形に整理

(種 類)

第 14 条 本会の会議は総会、常任幹事会、幹事会及び支部長会議の 4 種とする。

(種 類)

第 14 条 本会の会議は総会、常任幹事会、幹事会及び支部長会議及び正副会長会議の 4 種とする。

同じく、現状運営されていない幹事会を削除し、運営上必要な正副会長会議を定義

(常任幹事会、幹事会及び支部長会議)

第 19 条 常任幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事及び会計幹事をもって組織し、重要事項を審議、決定し、その執行にあたる。

2 常任幹事会は会長が召集し、役員の過半数の出席により成立する。

3 常任幹事会の議長は幹事長をあてる。

4 常任幹事は常任幹事会に出席する義務を有し、やむを得ない場合は議長に委任することができる。

5 常任幹事会の議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは幹事長がこれを決める。

6 幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事、会計幹事及び幹事をもって組織し、会務の運営に関する事項を審議する。

7 支部長会議は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事若干名、会計幹事及び各支部長をもって組織し、支部運営に関する事項を審議する。

8 幹事会及び支部長会議は会長が召集する。

9 幹事会及び支部長会議の議長は幹事長をあてる。

(常任幹事会、幹事会及び支部長会議及び正副会長会議)

第 19 条 常任幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事及び会計幹事をもって組織し、重要事項を審議、決定し、その執行にあたる。

2 常任幹事会は会長が召集し、役員の過半数の出席により成立する。

3 常任幹事会の議長は幹事長をあてる。

4 常任幹事は常任幹事会に出席する義務を有し、やむを得ない場合は議長に委任することができる。

5 常任幹事会の議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは幹事長がこれを決める。

~~6 幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事、会計幹事及び幹事をもって組織し、会務の運営に関する事項を審議する。~~

~~6 支部長会議は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事若干名、各委員長、会計幹事及び各支部長をもって組織し、支部運営に関する事項を審議する。~~

~~7 幹事会及び支部長会議は会長が召集する。~~

~~8 幹事会及び支部長会議の議長は幹事長をあてる。~~

~~9 正副会長会議は会長、副会長をもって組織し、常任幹事会に提示すべき本会の運営方針を審議する。必要に応じて監査役及び顧問の出席を求めることができる。~~

同じく役職の整理にあわせて選任方法の定義変更

(会 費)

第 22 条 正会員になる為には、入学時に永久会費として 30,000 円を納入するものとする。ただし、中途退学をした準会員は所定の手続きを経て会費の返還を受けることができる。

(会 費)

第 22 条 正会員になる為には、入学時に永久会費として 40,000 円を納入するものとする。ただし、中途退学をした準会員は所定の手続きを経て会費の返還を受けることができる。

北海道科学大学同窓会（雪嶺会）の会費が、30年会費で4万円（入学時納付）であるため、北薬会も4万円に。
ただし、当分は永久会費として運営する予定。

附 則

1 この会則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この会則の施行以前については別に定める。

1 この会則の改正は昭和 58 年 5 月 14 日から施行する。

1 この会則の改正は昭和 60 年 5 月 11 日から施行する。

1 この会則の改正は昭和 61 年 4 月 28 日から施行する。

1 この会則の改正は昭和 63 年 5 月 7 日から施行する。

1 この会則の改正は平成 9 年 5 月 31 日から施行する。

1 この会則の改正は平成 23 年 7 月 2 日から施行する。

1 この会則の改正は平成 27 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

1 この会則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この会則の施行以前については別に定める。

1 この会則の改正は昭和 58 年 5 月 14 日から施行する。

1 この会則の改正は昭和 60 年 5 月 11 日から施行する。

1 この会則の改正は昭和 61 年 4 月 28 日から施行する。

1 この会則の改正は昭和 63 年 5 月 7 日から施行する。

1 この会則の改正は平成 9 年 5 月 31 日から施行する。

1 この会則の改正は平成 23 年 7 月 2 日から施行する。

1 この会則の改正は平成 27 年 6 月 13 日から施行する。

1 この会則の改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

新会則のスタートを大学統合の平成30年度からとする